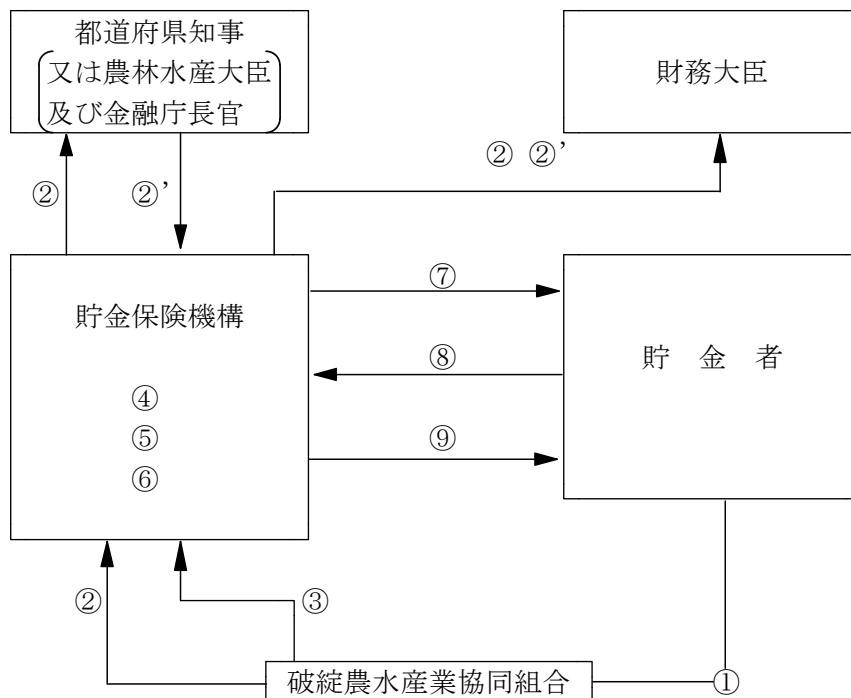


(図2)

保険金支払フロー図



- ① 保険事故の発生
  - ・ 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）
  - ・ 農水産業協同組合の解散の認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散（第二種保険事故）
- ② 事故通知（破綻農水産業協同組合→貯金保険機構→農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣（及び都道府県知事））
- ②' 事故通知（都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官）→貯金保険機構→財務大臣）
- ③ 機構指定フォーマットによる貯金者データ等提出（破綻農水産業協同組合→貯金保険機構）
- ④ 保険金額計算（貯金保険機構）
- ⑤ 支払（注）・公告事項の決定（貯金保険機構）  
（注）農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）の場合のみ必要
- ⑥ 官報等の公告（貯金保険機構）
- ⑦ 支払通知（貯金保険機構→貯金者）
- ⑧ 支払請求（貯金者→貯金保険機構）
- ⑨ 保険金の支払（貯金保険機構→貯金者）